

## 第二号議案

大分県教育委員会の任命に係る臨時的任用職員の管理に関する規則の一部改正  
について

大分県教育委員会の任命に係る臨時的任用職員の管理に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年三月二十五日提出

大分県教育委員会教育長 山田雅文

大分県教育委員会の任命に係る臨時的任用職員の管理に関する規則の一部を改正する規則

大分県教育委員会の任命に係る臨時的任用職員の管理に関する規則（令和二年大分県教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「六の項及び十二の項から十四の項まで」を「五の項」に改め、「あつては、」の下に「学校に属する臨時的任用職員及び」を加え、「次項並びに」を削り、「定められた」の下に「学校に属さない」を加え、「又は県教育委員会の任命に係る職に引き続き在職している期間が六箇月以上の臨時的任用職員」を削り、同条第二項を次のように改める。

2 所属長は、臨時的任用職員に対し、別表第二の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる期間の無給の休暇を与えるものとする。

第十条第三項及び第四項中「六の項及び十二の項から十四の項まで」を「七の項及び十三の項から十五の項まで」に、「四の項」を「三の項」に改める。

第十七条第二項の表の第二条第二項の項中「県教育委員会」を「市町村教育委員会」に、「市町村教育委員会」を「県教育委員会」に改め、同条第三項中「から三の項まで」を「及び二の項」に改める。

別表第一の十四の項を削り、同表の十三の項の区分の欄中「五の項」を「四の項」に改め、同項を同表の十四の項とし、同表中十二の項を十三の項とし、八の項から十一の項までを一項ずつ繰り下げ、同表の七の項の区分の欄中「第十三条」を「第十三条第一項」に改

め、同項を同表の八の項とし、同表中六の項を七の項とし、五の項を六の項とし、四の項の次に次のように加える。

五 負傷又は疾病（公務上のものを除く。）のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合

任用期間において第九条第四項及び第五項の規定により付与した年次有給休暇の合計日数を超えない範囲でその都度必要と認められる期間

別表第一中十五の項を十六の項とし、十四の項の次に次のように加える。

十五 臨時的任用職員が次のいずれかに該当する場合であつて、勤務しないことが相当であると認められるとき。

イ 配偶者、父母、子（職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例第十条第一項

第二号の表の備考二及び職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例施行規則（昭和二十六年大分県規則第四十号）別

表第二の十九の項において子に含まれるものとされる者を含む。以下この項において同じ。）  
 祖父母、孫及び配偶者の父母の看護（負傷し、又は疾病にかかったこれらの者の世話を行うことをいう。）を行う場合

ロ 義務教育終了前の子の母子保健法第十二条第一項若しくは第十三条第一項に規定する健康診査、学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）第十一条に規定する健康診断若しくは予防接種の付添

任用期間において五日（義務教育終了前の子が二人以上いる場合にあつては、十日）を超えない範囲内でその都度必要と認められる日又は時間

別表第二中二の項を削り、三の項を二の項とし、四の項から六の項までを一項ずつ繰り上げ、五の項の次に次のように加える。

<p>い又は感染症の予防のための学校等への出席停止若しくは学校等の臨時休業により自宅待機するその子の世話を行う場合</p> <p>ハ 九歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子の学校等の行事のうち、入園、卒園又は入学の式典その他これに準ずる式典への参加をする場合</p>	
<p>六 臨時的任用職員が、職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例第十三条の四第一項に規定する子を養育するため、一日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合</p>	<p>一日につき二時間を超えない範囲内で必要と認められる時間</p>

第一号様式（その一）及び同様式（その二）中「淋瀝」を「甚淋瀝」に改める。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。ただし、第一号様式（その一）及び同様式（その二）の改正規定は、令和七年六月一日から施行する。

提案理由

臨時的任用職員の仕事と生活の両立支援のため、看護休暇の取得対象に配偶者、父母等の看護を追加するとともに、子育て部分休暇の新設等を行いたいので提案する。

○ 大分県教育委員会の任命に係る臨時的任用職員の管理に関する規則（令和二年大分県教育委員会規則第八号）新旧対照表  
 （傍線部分は改正部分）

改 正 案

現 行

第一条～第九条（略）

第一条～第九条（略）

（年次有給休暇以外の休暇）

（年次有給休暇以外の休暇）

第十条 所属長は、臨時的任用職員（別表第一の五の項

に掲げる場合にあつては、学校に属する

第十条 所属長は、臨時的任用職員（別表第一の六の項及び十二

の項から十四の項までに掲げる場合にあつては、

臨時的任用職員及び任用期間（任用期間が延長され、又は更新された場合は、任用の日から延長後又は更新後の任用期間の末日までの期間。 同表及び別表第二において同じ。）が六箇月以上と定められた学校に属さない臨時的任用職員

任用期間（任用期間が延長され、又は更新された場合は、任用の日から延長後又は更新後の任用期間の末日までの期間。 次項並びに同表及び別表第二において同じ。）が六箇月以上と定められた 臨時的任用職員又は 県教育委員会の任命に係る職に引き続き在職している期間が六箇月以上の臨時的任用職員に限る。）に対し、別表第一の上欄

に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる期間の有給の休暇を与えるものとする。

に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる期間の有給の休暇を与えるものとする。

2 所属長は、臨時的任用職員に対し、別表第二の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる期間の有給の休暇を与えるものとする。

3 別表第一の七の項及び十三の項から十五の項まで並びに別表第二の三の項及び七の項に掲げる場合にあつては、一時間を単位として使用した休暇を日に換算する場合には、七時間四十五分をもって一日とする。

2 所属長は、臨時的任用職員（別表第二の二の項に掲げる場合にあつては任用期間が六箇月以上と定められた臨時的任用職員に、同表の七の項に掲げる場合にあつては任用期間が六箇月以上と定められた臨時的任用職員又は県教育委員会の任命に係る職に引き続き在職している期間が六箇月以上の臨時的任用職員に限る。）に対し、同表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる期間の有給の休暇を与えるものとする。

3 別表第一の七の項及び十三の項から十五の項まで並びに別表第二の三の項及び七の項に掲げる場合にあつては、一時間を単位として使用した休暇を日に換算する場合には、七時間四十五分をもって一日とする。

3 別表第一の六の項及び十二の項から十四の項まで並びに別表第二の四の項及び七の項に掲げる場合にあつては、一時間を単位として使用した休暇を日に換算する場合には、七時間四十五分をもって一日とする。

4 別表第一の七の項及び十三の項から十五の項まで並びに別表

4 別表第一の六の項及び十二の項から十四の項まで並びに別表

第二の三の項及び七の項の休暇の残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に一時未満の端数があるときは、当該残日数の全てを使用することができる。

第十一条～第十六条 (略)

第十七条 (略)  
(県費負担教職員等の適用の特例)

2 県費負担教職員である臨時的任用職員に係る次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
第二条第二項	所属長	市町村教育委員会
(略)	教育人事課長	県教育委員会
(略)	(略)	(略)

3 学校に属する臨時的任用職員に係る別表第二の一の項及び二の項の規定の適用については、第十条第二項の規定にかかわらず、有給の休暇とする。

第十八条 (略)

別表第一(第十条関係)

区分	休暇の期間
一～四 (略)	(略)
五 負傷又は疾病(公務上のものを除く。)のため療養	任用期間において第九条第四項及び第五項の規定による

第二の四の項及び七の項の休暇の残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に一時未満の端数があるときは、当該残日数の全てを使用することができる。

第十一条～第十六条 (略)

第十七条 (略)  
(県費負担教職員等の適用の特例)

2 県費負担教職員である臨時的任用職員に係る次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
第二条第二項	所属長	県教育委員会
(略)	教育人事課長	市町村教育委員会
(略)	(略)	(略)

3 学校に属する臨時的任用職員に係る別表第二の一の項から三の項までの規定の適用については、第十条第二項の規定にかかわらず、有給の休暇とする。

第十八条 (略)

別表第一(第十条関係)

区分	休暇の期間
一～四 (略)	(略)
(新設)	(新設)

<p>する必要があり、その勤務しないことやむを得ないと認められる場合</p>	<p>り付与した年次有給休暇の合計日数を超えない範囲でその都度必要と認められる期間</p>	<p>六・七 (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>八 妊娠中又は出産後一年以内の女性の臨時的任用職員（以下「女性職員」という。）が、母子保健法（昭和四十年法律第四百一十一号）第十条に規定する保健指導又は同法第十三条第一項に規定する健康診査を受ける場合</p>	<p>(略)</p>	<p>九〇十三 (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>十四 配偶者が出産する場合であつて、当該出産に係る子（職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例（昭和二十六年大分県条例第三十五号）第十条第一項第二号の表の備考二において子に含まれるものとされる者を含む。以下この項及び別表第二の四の項において同じ。）又は小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育す</p>	<p>(略)</p>
		<p>五・六 (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>七 妊娠中又は出産後一年以内の女性の臨時的任用職員（以下「女性職員」という。）が、母子保健法（昭和四十年法律第四百一十一号）第十条に規定する保健指導又は同法第十三条第一項に規定する健康診査を受ける場合</p>	<p>(略)</p>	<p>八〇十二 (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>十三 配偶者が出産する場合であつて、当該出産に係る子（職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例（昭和二十六年大分県条例第三十五号）第十条第一項第二号の表の備考二において子に含まれるものとされる者を含む。以下この項及び別表第二の五の項において同じ。）又は小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育す</p>	<p>(略)</p>

	<p>る臨時的任用職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき。</p>
	<p>(削る)</p>
<p>十四 義務教育終了前の子 (職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例第十条第一項第二号の表の備考二及び職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例施行規則(昭和二十六年大分県規則第四十号)別表第二の十九の項において子に含まれるものとされる者を含む。以下この項において同じ。)を養育する臨時的任用職員が、その子の看護(負傷し、又は疾病にかかったその子の世話を行うことをいう。)又はその子の母子保健法第十二条若しくは第十三条に規定する健康診査、学校保健安全法(昭和三十三年法律第五十六号)第十一条に規定する健康診断若しくは予防接種の付添いのため勤務しないことが相当であると認められ</p>	<p>る臨時的任用職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき。</p>
	<p>任用期間において五日(義務教育終了前の子を二人以上養育する場合にあつては、十日)を超えない範囲内でその都度必要と認められる日又は時間</p>

<p>十五 臨時的任用職員が次のいずれかに該当する場合であつて、勤務しないことが相当であると認められるとき。</p> <p>イ 配偶者、父母、子（職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例第十條第一項第二号の表の備考二及び職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例施行規則（昭和二十六年大分県規則第四十号）別表第二の十九の項において子に含まれるものとされる者を含む。以下この項において同じ。）          祖父母、孫及び配偶者の父母の看護（負傷し、又は疾病にかかったこれらの者の世話を行うことを行う。）          いう。）を行う場合</p> <p>ロ 義務教育終了前の子の母子保健法第十二條第一項若しくは第十三條第一項に規定する健康診査、学校保健安全法（昭和三</p>	<p>任用期間において五日（義務教育終了前の子が二人以上いる場合にあつては、十日）を超えない範囲内での都度必要と認められる日又は時間</p>
<p>（新設）</p>	<p>（新設）</p>



別表第二(第十条関係)			
二〇五 (略)	(削る)	(略)	(削る)
一 (略)	(略)	(略)	(略)
区分	区分	休暇の期間	休暇の期間
		<p>ハ 九歳に達する日以後の最初の三月三十一日まで の間にある子の学校等の 行事のうち、入園、卒園 又は入学の式典その他こ れに準ずる式典への参加 をする場合</p>	
十六 (略)	(略)	(略)	(略)
別表第二(第十条関係)			
三〇六 (略)	(略)	(略)	(略)
一 (略)	(略)	(略)	(略)
二 負傷又は疾病(公務上のものを除く。)のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	(略)	(略)	(略)
区分	区分	休暇の期間	休暇の期間
		<p>任用期間において第九条第四項及び第五項の規定により付与した年次有給休暇の合計日数を超えない範囲でその都度必要と認められる期間</p>	
十五 (略)	(略)	(略)	(略)

<p>七 (略)</p>	<p>六 臨時的任用職員が、職員 の休日休暇及び勤務時間等 に関する条例第十三条の四 第一項に規定する子を養育 するため、一日の勤務時間 の一部につき勤務しないこ とが相当であると認められ る場合</p>
<p>(略)</p>	<p>一日につき二時間を超えな い範囲内で必要と認められ る時間</p>
<p>七 (略)</p>	<p>(新設)</p>
<p>(略)</p>	<p>(新設)</p>



【新】

第1号様式(その2)(第3条関係)

臨時的任用職員申込書

希望校種	1 小中学校	2 県立学校 (第一希望の校種に○をつけてください)	記入日	年 月 日
フリガナ	生 年 月 日			
氏名	年 月 日		学歴欄付 (3×4cm)	
	( )歳			
住所	〒 - -		【自宅電話】 - - - - - 【携帯電話】 - - - - -	
	在学期間	学 校 名	学 部 ・ 学 科 ・ 専 攻 等	卒業区分
学 歴	在 年 月 日	学 校 名	学 部 ・ 学 科 ・ 専 攻 等	修了・卒業 卒業見込み 中退
	在 年 月 日	学 校 名	学 部 ・ 学 科 ・ 専 攻 等	修了・卒業 卒業見込み 中退
免状状	種 派	教 科	授与年月日	免状状番号
	在 年 月 日	年 月 日	年 月 日	授与機関 (都道府県教委)
職 部	在 年 月 日	在 年 月 日	在 年 月 日	職名(職階)
	在 年 月 日	在 年 月 日	在 年 月 日	備 考
子の順 (保用にあたり希望等があれば記入してください)	在 年 月 日	在 年 月 日	在 年 月 日	有効期限
	在 年 月 日	在 年 月 日	在 年 月 日	年3月31日 年3月31日 年3月31日

【免状事由に関する申告】  
以下の地方公務員法第16条に定める任職の免状事由は該当しない場合は、右の□に「白」を記入してください。  
 ・ 最高任期以上の間に短せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者  
 ・ 最高任期以上の間に短せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者  
 ・ 人事委員会又は公事委員会の委員の職にあって、地方公務員法第90条から第93条までに規定する罪を犯し、罰に処せられた者  
 ・ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを企及する攻撃その他の団体を組織し、又はこれに加入した者

【旧】

第1号様式(その2)(第3条関係)

臨時的任用職員申込書

希望校種	1 小中学校	2 県立学校 (第一希望の校種に○をつけてください)	記入日	年 月 日
フリガナ	生 年 月 日			
氏名	年 月 日		学歴欄付 (3×4cm)	
	( )歳			
住所	〒 - -		【自宅電話】 - - - - - 【携帯電話】 - - - - -	
	在学期間	学 校 名	学 部 ・ 学 科 ・ 専 攻 等	卒業区分
学 歴	在 年 月 日	学 校 名	学 部 ・ 学 科 ・ 専 攻 等	修了・卒業 卒業見込み 中退
	在 年 月 日	学 校 名	学 部 ・ 学 科 ・ 専 攻 等	修了・卒業 卒業見込み 中退
免状状	種 派	教 科	授与年月日	免状状番号
	在 年 月 日	年 月 日	年 月 日	授与機関 (都道府県教委)
職 部	在 年 月 日	在 年 月 日	在 年 月 日	職名(職階)
	在 年 月 日	在 年 月 日	在 年 月 日	備 考
子の順 (保用にあたり希望等があれば記入してください)	在 年 月 日	在 年 月 日	在 年 月 日	有効期限
	在 年 月 日	在 年 月 日	在 年 月 日	年3月31日 年3月31日 年3月31日

【免状事由に関する申告】  
以下の地方公務員法第16条に定める任職の免状事由は該当しない場合は、右の□に「白」を記入してください。  
 ・ 最高任期以上の間に短せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者  
 ・ 最高任期以上の間に短せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者  
 ・ 人事委員会又は公事委員会の委員の職にあって、地方公務員法第90条から第93条までに規定する罪を犯し、罰に処せられた者  
 ・ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを企及する攻撃その他の団体を組織し、又はこれに加入した者

## 大分県教育委員会の任命に係る臨時的任用職員の管理に関する規則の一部改正

## 1 規則の概要

この規則は、大分県教育委員会の任命に係る臨時的任用職員の任用及び勤務条件等に関し必要な事項を定めるものである。

## 2 改正理由

臨時的任用職員の仕事と生活の両立支援のため、看護休暇の取得対象に配偶者、父母等の看護を加えるとともに、子育てのための休暇の新設等を行うもの

## 3 改正内容

## (1) 休暇制度に関する規定の改正

## ① 看護休暇等の取得要件の緩和（第10条関係）

要件を緩和する休暇	改正前	改正後
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 出生サポート休暇（有給）</li> <li>・ 出産補助休暇（有給）</li> <li>・ 育児参加休暇（有給）</li> <li>・ 子の看護休暇（無給）</li> <li>・ 短期介護休暇（無給）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>定められた任用期間が6箇月以上</u></li> <li>・ <u>県教育委員会に引き続き在職している期間が6箇月以上</u></li> </ul>	(廃止)

## ② 病気休暇の有給化（第10条、別表第1及び別表第2関係）

病気休暇を無給休暇から有給休暇に改める。

## ③ 看護休暇の見直し（第10条、別表第1関係）

取得対象の範囲拡大

	現 行	改 正 案
対 象 者		<u>子</u> （看護）
	<u>義務教育終了前の子</u>	<u>義務教育終了前</u> （健康診査、予防接種等）
	<u>(新設)</u>	<u>9歳</u> （子の行事）
原 因	<u>子の看護</u>	<u>家族の看護</u>
	子の <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">健康診査 健康診断 予防接種</span> の付添い	(改正なし)
	<u>(新設)</u>	<u>感染症の予防のための学校等への出席停止若しくは学校等の臨時休業により自宅待機するその子の世話をを行う場合</u>
	<u>(新設)</u>	<u>入園、卒園又は入学の式典その他これに準ずる式典に参加する場合</u>

期間	年5日(義務教育終了前の子が二人以上の場合は10日)	(改正なし)
----	----------------------------	--------

## ④ 子育て部分休暇の新設(第10条、別表第2関係)

対象となる子の年齢	休暇の期間
小学校就学の始期から9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子	1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間

## (2) その他所要の改正

令和4年6月に成立した刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号)により、懲役及び禁錮刑が廃止されこれらに代えて拘禁刑が創設されることとなり、同法が令和7年6月1日に施行されることから、様式中の「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

## 4 施行期日

令和7年4月1日(令和7年3月31日公布予定)

\*ただし、3(2)の施行日は令和7年6月1日とする。